

平成22年11月12日

株式会社伊予銀行

当行は、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「法」)に基づき、貸付条件の変更等の実施状況を以下のとおり公表いたします。

平成22年9月30日現在

1. 法第4条に基づく措置の実施状況

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	15,025	70,951	114,390	170,109
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	13,294	63,925	101,535	152,944
うち、実行に係る貸付債権の額	4,828	54,691	90,597	140,407
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を承諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	320	1,032	3,431
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を承諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	8,198	7,567	7,836	6,398
うち、取下げに係る貸付債権の額	267	1,346	2,068	2,706
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	1,730	7,025	12,855	17,165
うち、実行に係る貸付債権の額	180	4,288	9,297	13,589
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	255	573	822
うち、信用保証協会等が債務の保証を承諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	45	188	266
うち、審査中の貸付債権の額	1,500	2,094	2,377	1,849
うち、取下げに係る貸付債権の額	50	387	606	902

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	608	2,285	3,999	5,577
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	430	1,648	2,902	4,126
うち、実行に係る貸付債権の数	142	1,229	2,396	3,571
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	34	70	138
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	280	325	333	273
うち、取下げに係る貸付債権の数	8	60	103	144
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	178	637	1,097	1,451
うち、実行に係る貸付債権の数	24	362	751	1,140
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	24	58	73
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	3	15	20
うち、審査中の貸付債権の数	148	215	232	154
うち、取下げに係る貸付債権の数	6	36	56	84

(3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	7,476	26,260	46,886	70,418
うち、実行に係る貸付債権の額	1,527	20,776	39,822	62,051
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	244	622	2,970
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	29	242	1,047
うち、審査中の貸付債権の額	5,847	4,715	5,437	4,221
うち、取下げに係る貸付債権の額	101	524	1,003	1,174

(4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	226	798	1,515	2,193
うち、実行に係る貸付債権の数	43	549	1,198	1,843
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	27	45	105
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	1	5	20
うち、審査中の貸付債権の数	182	194	220	173
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	28	52	72

2. 法第 5 条に基づく措置の実施状況

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,369	5,067	7,438	9,676
うち、実行に係る貸付債権の額	83	2,519	4,883	6,823
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	6	98
うち、審査中の貸付債権の額	1,247	1,729	1,220	989
うち、取下げに係る貸付債権の額	38	817	1,327	1,764

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	99	356	523	667
うち、実行に係る貸付債権の数	5	179	337	467
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	6
うち、審査中の貸付債権の数	92	118	88	67
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	59	97	127